

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 に関する法律」の改正について 【報告】

2022年3月14日
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）の改正について

- 本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を指定都市の長に移譲するもの（2023年4月1日施行予定）。
- 2022年3月4日、閣議決定（地方分権一括法として改正）。通常国会に提出予定。

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要（黄色が改正部分）

事務・権限の内容	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務		都道府県知事の権限に属する事務		経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務	経済産業大臣の権限に属する事務	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務
			試験事務及び免状交付事務以外	免状交付事務及び試験事務	試験事務		
事務・権限の内容 液化石油ガス販売事業(法第2章) 液化石油ガス販売事業者の認定(法第3章の2) 保安業務(法第3章)			貯蔵施設等の充てんのための設備(法第4章) 液化石油ガス設備工事(法第4章の2第1節)*第38条の3及び第38条の10	液化石油ガス設備工事(法第4章の2第1節)*第38条の4～第38条の9	指定試験機関(法第4章の2第2節)	液化石油ガス器具等(法第5章)	雑則(法第6章) *報告聴取、立入検査等
改正法における権限移譲の対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲			移譲対象外		法改正の必要なし(現行条文で市長が含まれている)	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲

注)試験事務及び免状交付事務は、都道府県と指定で同じ事務を行うこととすれば二重行政になること、また、指定検査機関の指定事務等は、申請者が都道府県とその指定都市の検査を行う場合、それぞれに申請が必要となることが予想され、事務手続きが煩雑になり利便性の低下につながる等のため、移譲しないこととする。高圧ガス保安法においても、試験事務及び免状交付事務については、同様の理由により、移譲されていない。

2. 権限移譲に向けて（1）

- 2021年12月、道府県（指定都市を持つ15道府県）及び指定都市（20市）を対象に権限移譲に係る連絡会を開催し、今後の動き（法改正、講習等）について説明。
- 2022年1月、液化石油ガス法研修（毎年開催）を実施。経済産業省監督部、都道府県、指定都市等から、約80名が参加。今回オンラインで実施。
- 2022年2～3月、指定都市向けの講習を開催中（次頁）。

<講習の概要>	内容	講師	参加者
液化石油ガス法研修 (毎年開催)	最近のLP行政動向、最近の事故動向、法手続き、販売・保安業務の実態、供給・消費設備等 ～知識・力量の向上	経産省、団体、販売事業者、メーカー	監督部、都道府県、指定都市等
指定都市向け講習 (2021-2022年度開催)	権限移譲に向けた準備、LP法の基礎、法手続きの基礎、立入検査、事故 ～実務の基礎	行政実務経験者	指定都市

<指定都市における液化石油ガス法担当予定部署>

事務処理特例における 権限移譲の状況	政令指定都市	
1. すでに全ての業務について権限移譲されている指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 札幌市消防局予防部査察規制課 ◆ 仙台市消防局予防部危険物保安課 ◆ 新潟市消防局危険物保安課 ◆ 静岡市消防局消防部予防課 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 浜松市消防局予防課 ◆ 大阪市消防局予防部規制課 ◆ 堺市消防局予防部危険物保安課 ◆ 神戸市消防局予防部危険物保安課
2. 一部の業務について権限移譲されている指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ さいたま市消防局予防部査察指導課 ◆ 名古屋市消防局予防部規制課 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 岡山市消防局消防総務部予防課 ◆ 広島市消防局予防部指導課
3. 権限移譲されていない指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 千葉市消防局予防部指導課 ◆ 横浜市消防局予防部保安課 ◆ 川崎市消防局予防部危険物課 ◆ 相模原市消防局消防部危険物保安課 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 京都市消防局予防部指導課 ◆ 北九州市消防局予防部規制課 ◆ 福岡市消防局予防部指導課 ◆ 熊本市消防局予防部指導課

* いずれの指定都市も、同じ課で、高圧ガス保安法と液化石油ガス保安法の両方の業務が行われることになる予定。

2. 権限移譲に向けて（2）

- 2022年2～3月、指定都市職員を対象としたオンライン講習を開催。元県職員、権限移譲済みの指定都市の職員（札幌市、仙台市、静岡市、堺市）等の行政実務経験者が講義。権限移譲を行う2023年4月までに、再度講習会を開催予定。

【権限移譲に向けた液化石油ガス法講習会】（全指定都市が参加）

1. 液化石油ガス法の基礎 1日間 2/17
2. 液化石油ガス法の手続き 2日間（1日目2/24 販売事業、2日目3/4 保安機関、設備工事・特定供給設備・充てん設備）
3. 立入検査・事故 2日間（1日目3/10 立入検査事例、2日目3/16 自然災害対策、事故事例、事故報告書の作成）
4. 権限移譲に向けた事前準備 1日間 3/3

法執行業務を遂行する上で不可欠な基礎知識の獲得（権限移譲に係る指定都市への講習）

項目		到達目標（業務遂行に必要な知識）
液化石油ガス法の知識		<p>■ 事務の実施に必要な液化石油ガス法を理解する。</p> <p>キーワード：液化石油ガス法／施行令／規則／告示／例示基準／通達／法の目的／定義／液化石油ガス販売事業／保安業務／貯蔵施設等／充てん設備／液化石油ガス設備工事／報告の徴収／立入検査／業務主任者の解任命令／基準適合命令／罰則</p>
許認可手続きに必要な知識		<p>■ 液化石油ガス法の事務の執行に必要な許認可手続きについて理解する。</p> <p>キーワード：販売事業の登録／登録の拒否／登録の取消し／変更の届出／承継／貯蔵施設許可申請／特定供給設備許可申請／充てん設備許可申請／業務主任者の届出／保安機関の認定／一般消費者等の数の増加認可／液化石油ガス設備工事届／特定液化石油ガス設備工事業開始届</p>
検査の実施に必要な知識	許認可に係る検査の実施に関する知識	<p>■ 液化石油ガス法の許認可における完成検査、保安検査の実施方法等を理解する。</p> <p>キーワード：貯蔵施設の技術上の基準／特定供給設備の技術上の基準／貯蔵施設等完成検査／充てん設備の技術上の基準／充てん設備完成検査</p>
	立入検査の実施に関する知識	<p>■ 液化石油ガス法の報告徴収、立入検査の根拠や実施方法等を理解する。</p> <p>キーワード：報告の徴収／立入検査／帳簿の検査／書類の検査／関係者へ質問／液化石油ガスの収去／罰則</p>
L Pガス事故対応に必要な知識		<p>■ L Pガス事故が発生した際の販売事業者への対応方法、事故原因の調査方法及び事故報告の流れを理解する。</p> <p>キーワード：L Pガス事故／漏えい／火災／爆発／CO中毒／盗難／喪失／特定消費設備に係る事故／事故発生箇所／事故原因／原因者／事故報告書／事故届／販売事業者が行った措置／行政機関が行った措置／事故防止対策の策定</p>

(参考)

液化石油ガス法（地方分権） これまでの経緯について

■ 2019年7月

「令和元年地方分権改革に関する提案募集」において、熊本市から、高圧ガス保安法が権限移譲されたこと^(注)を背景に、液化石油ガス法に基づく事務・権限についても都道府県から指定都市へ移譲を求める提案あり。

■ 2019年12月23日 閣議決定（地方からの提案等に関する対応方針）

「液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、当該事務・権限を指定都市に移譲することの是非も含め、効果的かつ効率的な執行の在り方について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

■ 2020年12月11日 液化石油ガス小委員会における審議

関係地方公共団体等の意向を踏まえ、都道府県知事の事務・権限を指定都市の長へ移譲すること等を決定。

■ 2020年12月18日 閣議決定（地方からの提案等に関する対応方針）

「液化石油ガスの販売・貯蔵等に係る都道府県知事の事務・権限については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、指定都市への移譲について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

■ 2021年3月14日 液化石油ガス小委員会における報告

法執行にあたる職員の育成サポート等について報告。

■ 2021年12月21日 閣議決定（地方からの提案等に関する対応方針）

「都道府県から市町村への事務・権限の移譲等」について、指定都市に移譲する液化石油ガス法の事務・権限を記載。

■ 2022年3月4日 閣議決定（第12次地方分権一括法）

液化石油ガス法の改正を含む第12次地方分権一括法が閣議決定。

(注) 高圧法に基づく高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等に係る事務は、第5次地方分権一括法（2015年）により、都道府県知事から指定都市の長へ事務・権限を移譲済み（2018年4月1日施行）。

(参考) 本改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限（液化石油ガス法条文）（次頁に続く）

液化石油ガス法条項	内容
第2章 液化石油ガス販売事業（第3条—第26条の3）	
第3条第1項及び第2項	液化石油ガス販売事業者の登録
第3条の2	液化石油ガス販売事業者登録の実施
第4条	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否
第6条	登録行政庁等の変更の届出の受理
第8条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
第10条第2項及び第3項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
第13条第2項	液化石油ガス販売事業者に対する災害発生防止措置命令
第14条第2項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
第16条第3項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
第16条の2第2項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令
第19条第2項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
第21条第2項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
第22条	業務主任者等の解任の命令
第23条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
第24条	液化石油ガス販売事業者の登録の失効
第25条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
第26条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
第26条の2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除
第3章 保安業務（第27条—第35条の5）	
第29条第1項及び第2項	保安機関の認定
第31条	保安機関の認定の基準
第32条第2項	保安機関の認定の更新
第33条	保安機関に係る一般消費者等の数の増加の認可等
第34条第3項	保安機関に対する業務等改善命令
第35条第1項及び第3項	保安業務規程の制定又は変更の認可
第35条の2	保安機関に関する認定の基準への適合命令
第35条の3	保安機関の認定の取消し
第35条の4	保安機関の認定行政庁の変更の場合における認定の受理等
第35条の5	消費設備に係る技術基準適合命令

(参考) 本改正により都道府県知事から指定都市の長へ移譲予定の事務・権限 (液化石油ガス法条文)

第3章の2 液化石油ガス販売事業者の認定 (第35条の6—第35条の10)	
第35条の6第1項	液化石油ガス販売事業者に係るの保安の確保の方法等の認定
第35条の7	液化石油ガス販売事業者からの報告義務
第35条の10	販売事業者の認定の取消し
第4章 貯蔵設備等及び充てんのための設備 (第36条—第38条)	
第36条第1項	販売事業者による貯蔵施設等の設置の許可
第37条	販売事業者による貯蔵施設の設置の許可の基準
第37条の2	販売事業者による貯蔵施設等の変更の許可等
第37条の3	貯蔵施設等の完成検査の実施等
第37条の4	充てん設備の許可
第37条の5第3項	充てん事業者に対する技術基準適合命令
第37条の6第1項、第3項及び第4項	充てん設備の保安検査の実施等
第37条の7	貯蔵施設の許可の取消し等
第4章の2 液化石油ガス設備工事 第1節 液化石油ガス設備工事 (第38条の2—第38条の13)	
第38条の3	液化石油ガス設備工事の届出の受理
第38条の10	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理
第6章 雑則 (第81条—第95条の3)	
第82条第1項及び第2項	販売事業者等からの報告の徴収
第83条第3項及び第4項	販売事業者等に対する立入検査の実施等
第87条第1項及び第2項	関係行政機関への通報等
第88条第2項第1号及び第1号の2	公示
第90条第1項	聴聞の特例